

厳しい雇用環境の中、確認したい基礎知識！

重要判例から考える労働問題解決のポイント

新型コロナの影響で、解雇・雇止めが増加し、休業手当や時間外労働手当が支払われないなど働く人にとって厳しい状況が続いています。労働者の権利は、労働基準法などの労働関係法規の明文で保障されるだけでなく、最高裁判決をはじめとした判例法理によってルールが形成されることが多いため、代表的な裁判例の「事案」と「判旨」を理解しておくことが重要です。

本セミナーでは、労働事件の判例となった訴訟を数多く担当した講師を迎え、労働者（性）、採用内定、労働時間、配転・出向、安全衛生、ハラスメント、解雇・雇止めなど労働法の全般について、最高裁判例を中心に詳しくわかりやすく解説します。

第1日目

重要判例と現代的な課題1

令和3年7月13日（火）18:00～20:00

- 1 労働者（性）とは
- 2 企業の採用の自由、採用内定法理、試用期間
- 3 業務準備（着替や準備体操）、仮眠時間は、労働時間か？

第2日目

重要判例と現代的な課題2

令和3年7月14日（水）18:00～20:00

- 1 「配転・出向」命令と権利の濫用
- 2 過労自殺・過労うつによる解雇と使用者の責任
- 3 ハラスメントの裁判例
- 4 解雇権濫用法理、雇止め法理



弁護士 小川 英郎 氏
(ウエル法律事務所)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内では常にマスクの着用をお願いいたします。また、体調が優れない場合は、受講をご遠慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況や天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

会場

東京都南部労政会館 第5・6会議室

東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎ウエストタワー2階

対象

労働者、その他テーマに関心のある方

定員

75名

※要事前申込

申込方法

電話・FAXまたはHPからお申込みください。

東京都産業労働局ホームページ「TOKYOはたらくネット」

⇒ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>



主催



東京都労働相談情報センター 大崎事務所

電話 03(3495)4872 FAX 03(3495)4916

共催

品川区・目黒区・大田区・世田谷区

後援

港区

会場案内図・FAX申込用紙は裏面です

令和3年度 労働者向けセミナー

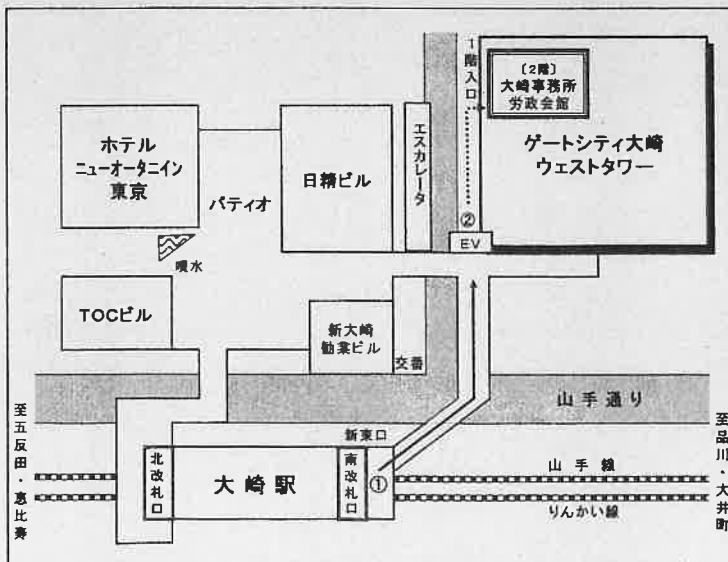
重要判例から考える労働問題解決のポイント

- 原則、受講番号は電話又はFAXでご連絡いたします。
(特に、FAXでご連絡を希望される方はFAX番号もご記入ください。)
- お申込後、3日過ぎても受講番号の連絡がない場合は、お手数ですがお電話でお問い合わせください。 労働相談情報センター大崎事務所 電話番号 03-3495-4872

労働相談情報センター大崎事務所 FAX: 03-3495-4916

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|----------|---------------------|
| お名前 (カタカナでご記入ください) | 受講希望日 (○印をおつけください) | | 受講番号 (こちらで記入します) |
| | 7月13日(火) | 7月14日(水) | |
| ご連絡先FAX番号 | | ご連絡先電話番号 | |
| お名前 (カタカナでご記入ください) | 受講希望日 (○印をおつけください) | | 受講番号 (こちらで記入します) |
| | 7月13日(火) | 7月14日(水) | |
| ご連絡先FAX番号 | | ご連絡先電話番号 | |

お申込みいただき、ありがとうございました。受講番号は上記のとおりです。(月 日受付)
当日の受付で、お名前と受講番号をお申し出ください。



* 申し込まれた方の個人情報は、セミナーの受付業務以外には使用いたしません。
セミナー終了後は速やかに適切な方法で放棄します。

- ① JR大崎駅：南改札、新東口から3分
- ② 連絡デッキのエスカレータ又は専用エレベータで1階に降りて、1階入口から入る。

公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するために、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を推進しています。